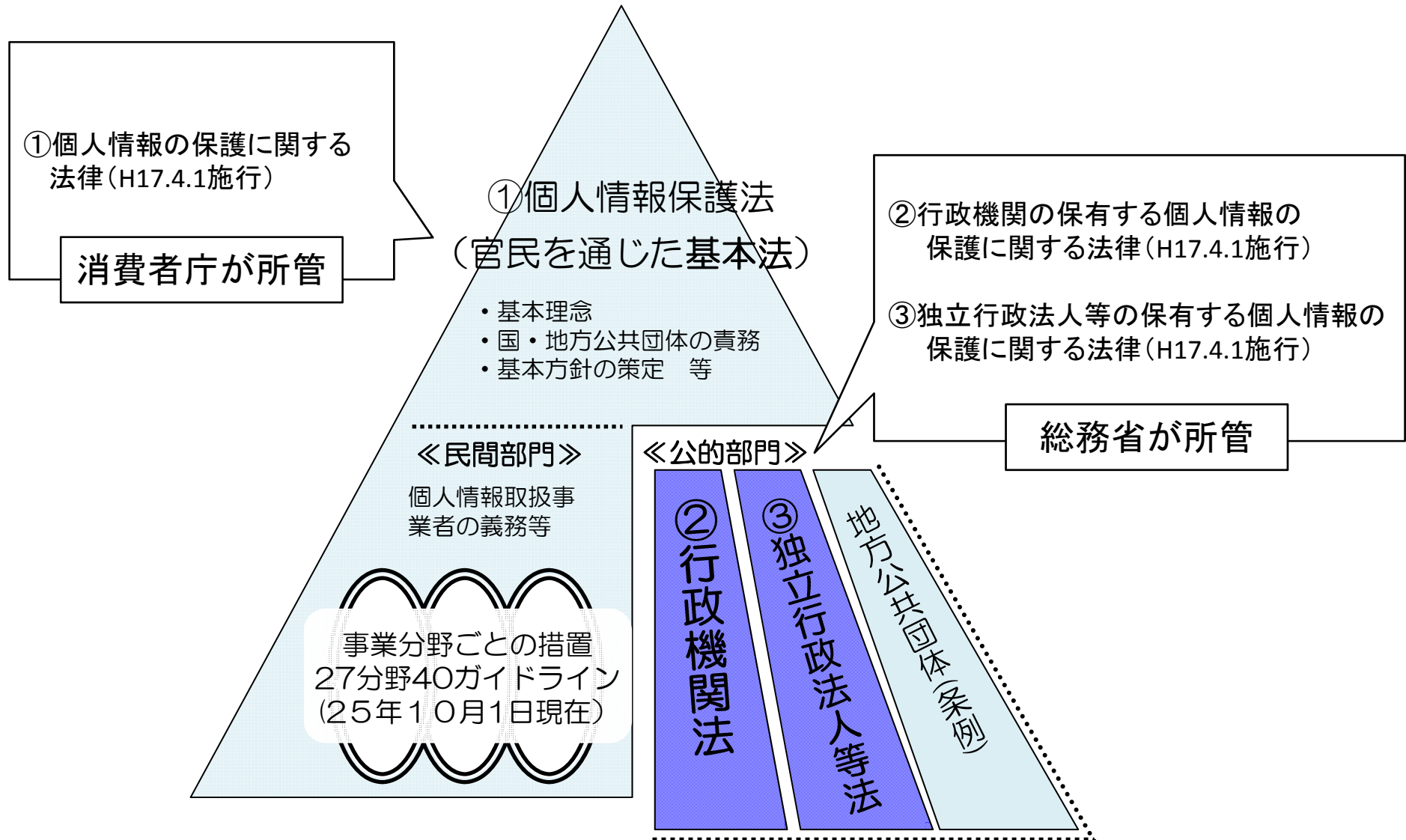


行政機関等個人情報保護制度の概要

総務省行政管理局

個人情報保護法制の体系



行政機関法、独立行政法人等法の適用対象

平成26年4月1日現在

《行政機関》

全ての行政機関（会計検査院を含む。）

《独立行政法人等》

独立行政法人	201法人
国立大学法人	98法人（全て対象）
大学共同利用機関法人	86法人（全て対象）
特殊法人	4法人（全て対象）

【理事長等任命又は政府出資がある】	3法人	
〈事業団〉		日本私立学校振興・共済事業団
〈公庫〉		沖縄振興開発金融公庫
〈その他〉		日本年金機構
【公営競技関係法人】	1法人	日本中央競馬会
【特殊会社】	2法人	株式会社国際協力銀行 株式会社日本政策金融公庫
【その他】	2法人	沖縄科学技術大学院大学学園、放送大学学園

認可法人

4法人

【理事長等任命又は政府出資がある】	3法人	原子力損害賠償支援機構 農水産業協同組合貯金保険機構 預金保険機構
【その他】	1法人	日本銀行

その他の法人

1法人 日本司法支援センター

行政機関等個人情報保護法制のポイント

第1条（目的）

この法律は、行政機関（独法等）において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関（独法等）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政（独法等の事務及び事業）の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

○ 利用目的の特定等

→利用目的をできるだけ特定。利用目的の達成に必要な範囲を超えての保有を制限

○ 利用及び提供の制限

→法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のための利用・提供を制限
※本人又は第三者の権利利益を不当に侵害しない範囲で、本人の同意又は社会公共の利益がある場合は、利用・提供は可能。

○ 正確性の確保

→利用目的の達成に必要な範囲内で、正確かつ最新の内容に保つように努める義務

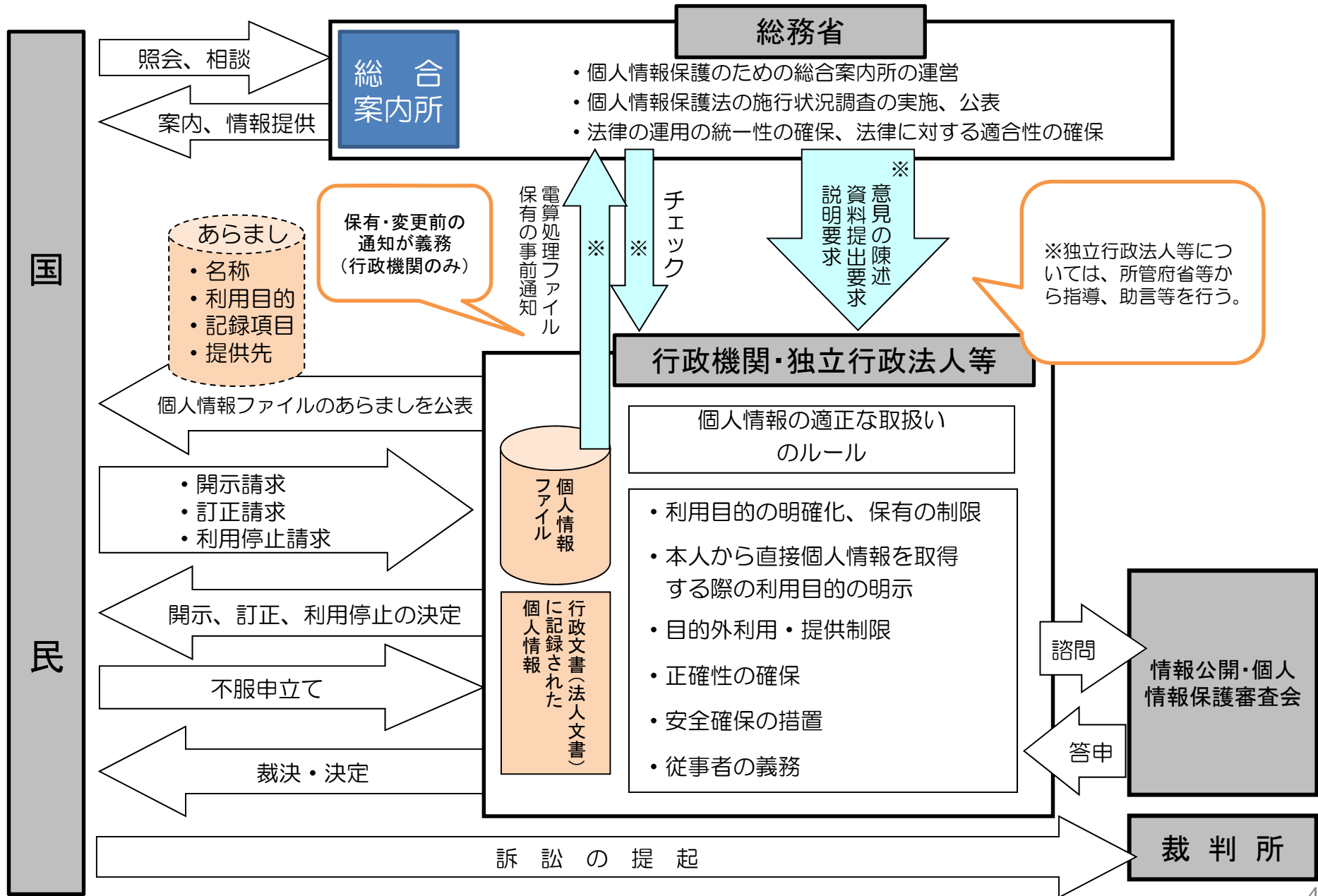
○ 適切な管理

→保有している個人情報の漏えいの防止等のために必要な措置を講ずる義務
※各行政機関・独法等では、個人情報管理規程を定め、監査・点検、教育研修等を実施

○ 本人関与の仕組み

→本人から求めがあった場合の開示、訂正、利用停止の措置

行政機関等個人情報保護制度の仕組み



個人情報定義

個人に関する情報

個人情報：

- ① 生存する個人に関する情報であって（＝属性情報）
- ② 氏名、生年月日等により**特定の個人を識別することができるもの**（＝識別情報）
（他の情報と照合でき、それにより識別できることとなるものを含む。）

⇒ 保有の制限、利用目的の明示、従事者の義務、苦情の処理等

保有個人情報：（情報公開法に規定する）**行政文書（法人文書）に記録されている個人情報**

⇒ 正確性の確保、安全確保措置、利用・提供の制限、開示・訂正・利用停止請求
不正な利益を図る目的での提供・盗用に対する罰則

個人情報ファイル：保有個人情報を含む情報の集合物であって、特定の保有個人情報
を容易に検索できるよう体系的に構成したもの

⇒ 個人情報ファイル簿の作成・公表

電算処理ファイル：電子計算機を用いて検索できるもの

⇒ 総務大臣への事前通知（※行政機関のみ。）、不正提供に対する罰則

個人情報例

個人に関する情報

* 個人識別性のない情報 * 死者の情報

個人情報：

* 電話で聞き取った相談者の氏名、相談内容についての（職員の）記憶

保有個人情報：

* 相談者の氏名、相談内容等について記録した相談事案処理票

個人情報ファイル：

* インデックスを付した複数の相談事案処理票

電算処理ファイル：

* 相談事案のデータベース

個人情報ファイル

■個人情報ファイル数（平成24年度施行状況調査から）

（単位：ファイル）

	行政機関	独立行政法人等
平成24年度	60,754	12,686
平成23年度	60,482	12,272

■個人情報ファイル数の多い上位3機関

行政機関	ファイル数	例
国税庁	53,666 (88.3%)	個人課税台帳等
法務省	4,560 (7.5%)	登記、矯正・保護、外国人登録関係
農林水産省	718 (1.2%)	生産者関係ファイル等

独立行政法人等	ファイル数	例
国立病院機構	3,985 (31.4%)	診療録、診療報酬明細書等
日本司法支援センター	961 (7.6%)	申込書、相談票等
筑波大学	520 (4.1%)	卒業者等の学籍ファイル等

個人情報ファイル簿の例

個人情報ファイルの概要を記載した「個人情報ファイル簿」⇒ 作成・公表

個人情報ファイルの名称	●●に関する確認申請処理状況ファイル
行政機関（独立行政法人等）の名称	〇〇省
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	〇〇局〇〇課、△△課、□□課
個人情報ファイルの利用目的	〇〇給付金の申請に係る審査、給付事務に利用する。
個人情報ファイルの記録項目	1 申請番号、2 氏名、3 住所、4 申請年月日、5 申請項目、6 申請金額、……
記録範囲	〇〇給付金の受給を申請した者（平成△△年度～）
記録情報の収集方法	〇〇給付金申請書
記録情報の経常的提供先	××省▲▲局■●課
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 〇〇省〇〇局〇〇課
	(所在地) 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、訂正、利用停止等に特別の手續等	5及び6のファイル記録項目の内容については、〇〇法施行規則（平成〇〇年〇〇省令第〇〇号）の規定により、訂正及び利用停止を請求できる。
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第2条第4項第1号（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 法第2条第4項第2号（マニュアルファイル）
令第9条（第4条第3号）に該当するファイルの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備 考	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 既に個人情報ファイル簿に掲載している電算個人情報ファイルの入力票又は出力票（マニュアルファイル）の有無 </div>

利用目的の特定等

(行政機関法〔独立行政法人等法〕) ※以下同じ

保有の制限等(3条) ⇒ 不必要な取得の禁止、必要最小限の保有

利用目的

(例)「～受給申請の審査のために利用する。」

個人情報を保有するに当たっては

1. 法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限る
2. 利用目的をできる限り具体的・個別的に特定
3. 利用目的の達成に必要な範囲内での保有
4. 変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内

1. 氏名
2. 年齢
3. ~~性別~~
4. …

(例)～受給の要件に「性別」は入っていない。
⇒保有しない。

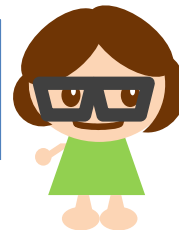
利用目的の明示(4条)

原則



書面で取得する場合

利用目的の明示



例外

・利用目的が明らかであるとき等

(例) 許認可申請(当該許認可申請の事務処理のみに利用する場合)

利用及び提供の制限

原則

保有個人情報の利用目的以外の利用・提供は禁止(8条[9条]1項)

例外

※本人の同意がなければ目的外利用・提供ができない制度ではない

1. 法令に基づく場合(8条[9条]1項)

(例) 刑事訴訟法197条2項に基づく捜査事項照会など

2. 本人の利益や社会公共の利益がある場合等(8条[9条]2項)

① 本人の同意／本人に提供

② 行政機関(独法等)内部の利用

③ 他の行政機関等への提供

④ 行政機関等以外の者への提供

+

「相当な理由」(注1)

+

「相当な理由」(注1)

+

専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供

本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき

「特別の理由」(注2)

本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことが前提

(注1): 社会通念上、客観的にみて合理的な理由

(注2): 行政機関に提供する場合と同程度の公益性があるなど、本来行政機関等で厳格に管理すべき個人情報を、行政機関等以外の者に例外的に提供することが認められるに値する「特別の理由」(「相当な理由」より更に厳格な理由)

目的外利用・提供の例①

● 法令に基づく場合（8条〔9条〕1項）

行政機関から		独立行政法人等から		
法務省	日本人出帰国マスタファイルの一部 年金記録確認第三者委員会令7条	年金記録 確認地方 第三者委 員会	国立病院 機構 診療録の一部 民事訴訟法 186条、226条	裁判所
国税庁	相続税決議書ファイルの全部 支払決議書ファイルの全部 会計検査院法24条1項 計算証明規則2条1項	会計 検査院	国立病院 機構 診療録の一部 弁護士法23条の2	弁護士会
国土 交通省	自動車損害賠償保障事業 システムファイルの一部 生活保護法29条	福祉事務所 (地方 公共団体)	住宅金融 支援機構 個人融資マスターデータ ファイルの一部 生活保護法29条	福祉 事務所 (地方公 共団体)
外務省	旅券管理マスタファイルの一部 民事訴訟法186条、226条	裁判所	郵便貯金 ・簡易 生命保険 管理機構 簡易保険契約原簿 ファイルの一部 国税徴収法141条	税務署

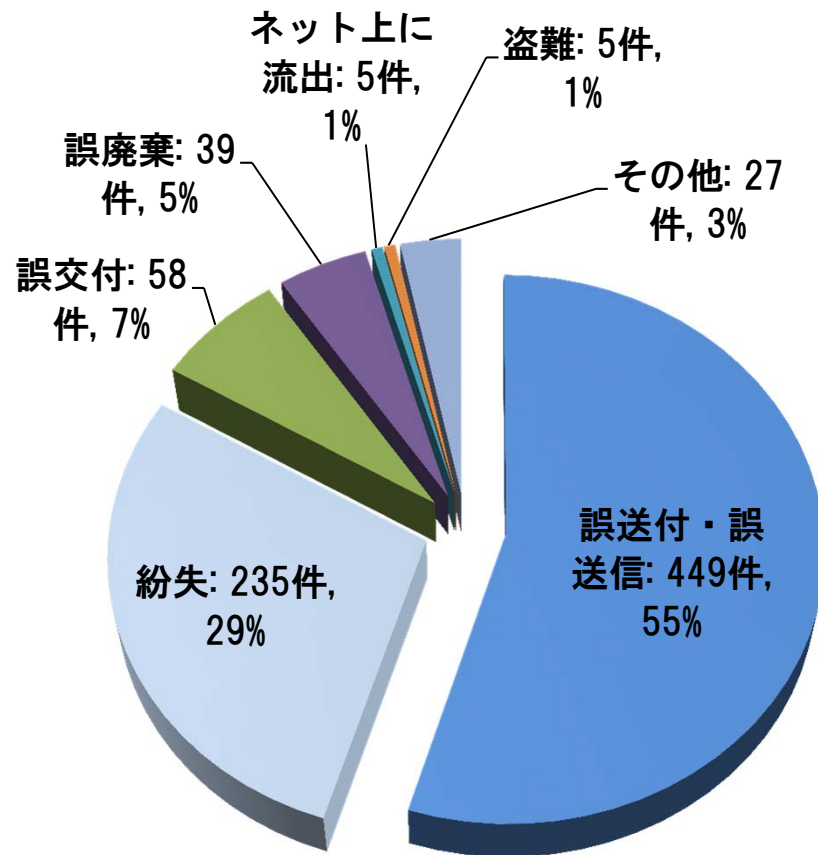
目的外利用・提供の例②

● 本人の利益や社会公共の利益がある場合等（8条〔9条〕2項）

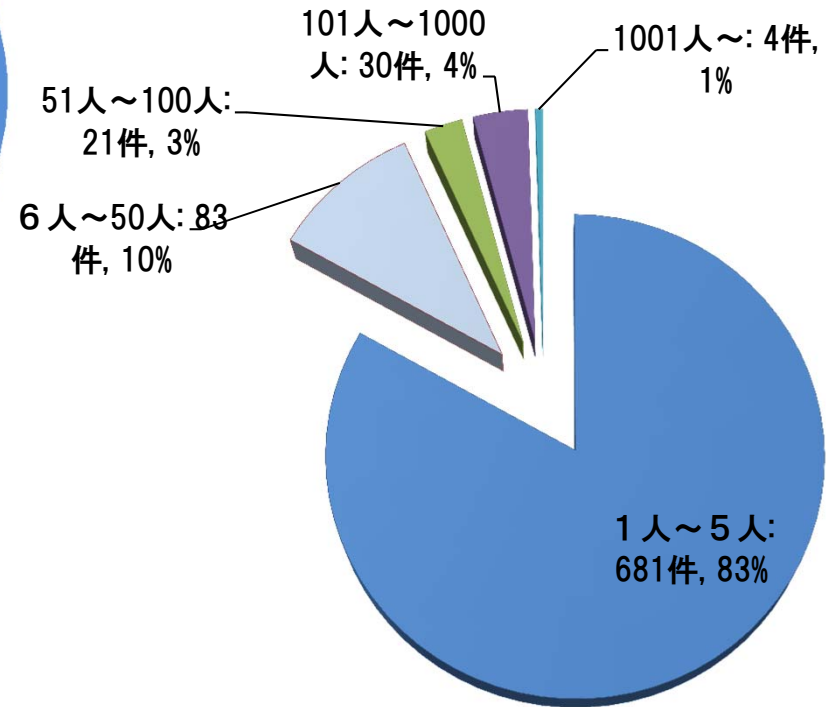
	行政機関から		独立行政法人等から	
①本人の同意/本人に提供	国税庁	個人課税台帳の一部 本人の同意	年金記録確認地方第三者委員会	国立病院機構 → 診療録の全部 → 本人
				自動車事故対策機構 → 運行管理者基礎講習受講者名簿の一部 運行管理者試験の受験資格の確認のため(本人の同意) → 公益財団法人運行管理者試験センター
②行政機関等内部の利用	法務省矯正局	被收容者人名簿の一部 強制退去手続のため	法務省入国管理局	筑波大学学生生活課 → 学籍ファイルの一部 授業料債務者情報作成のため → 筑波大学財務管理課
③他の行政機関等への提供	法務省	日本人出帰国記録マスタファイルの一部 海外における邦人保護業務のため	外務省	労働者健康福祉機構(労災病院) → 患者情報データベースの一部 救急搬送患者等の身元確認等のため → 警察署 消防署
④行政機関等以外の者への提供	宮内庁	勲章・褒章拝謁者名簿の全部 皇室活動を広く紹介するため	報道機関	農業者年金基金 → 国民年金基金への誤加入防止のため 被保険者ファイルの一部 → 国民年金基金連合会
	法務省	外国人出入国記録マスタファイルの一部 東日本大震災後の安否確認のため	外国公館 本人の親族 又は知人	

行政機関における漏えい等事案

(平成24年度施行状況調査から)



- 一度の漏えい等事案で漏えい等する個人の数、1～5人のものが大半
- 他方、1,001人以上のものも4件



漏えい等事案の件数 819件

- 誤送付・誤送信が5割超
- 紛失が約3割
- 約4割が配送事故によるもの

行政機関における漏えい等事案の主な内容

(平成24年度施行状況調査から)

《誤送付・誤送信》 449件(54.8%)

- メール(19件)
 - ・BCCで送信すべきところを誤ってCC等で送信したもの(うち8件)等
- FAX(27件)
 - ・機器の操作ミスによるもの(誤ったFAX番号の入力、誤った短縮ダイヤルの選択等)等
- 誤送付(75件)
 - ・誤って本人以外に送付したもの
 - ・本人の書類と第三者の書類を取り違えて送付したもの
 - ・第三者の書類を誤混入したもの 等
- 配送事故(328件)
 - ・配送を請け負った事業者によるもの

《誤廃棄》 39件(4.8%)

- ・誤って他の不要書類とともに裁断したもの
- ・現物確認中に誤廃棄を確認したもの 等

《ネット上に流出》 5件(0.6%)

- ネット上に必要のない個人情報が掲載されたもの(4件)
 - ・ソフトウェアを用いた情報のマスキングが十分でなかったもの 等
- ウィルスによるもの(1件)

《紛失》 235件(28.7%)

- ・業務の過程で、行政文書の紛失を確認したもの
 - ・配送を請け負った事業者によるもの(15件) 等
- (参考) 公用携帯電話の紛失(7件)

《盗難》 5件(0.6%)

- ・電車内での被害 等

《誤交付》 58件(7.1%)

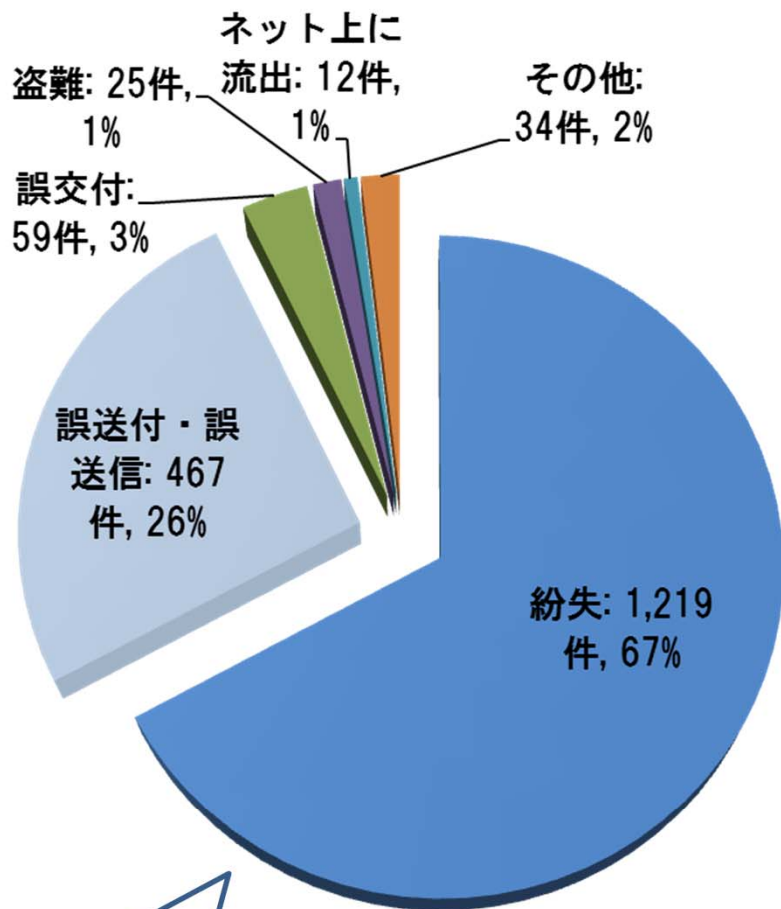
- ・誤って別人に交付したもの
- ・非公表の内部文書を誤って交付したもの 等

《その他》 27件(3.3%)

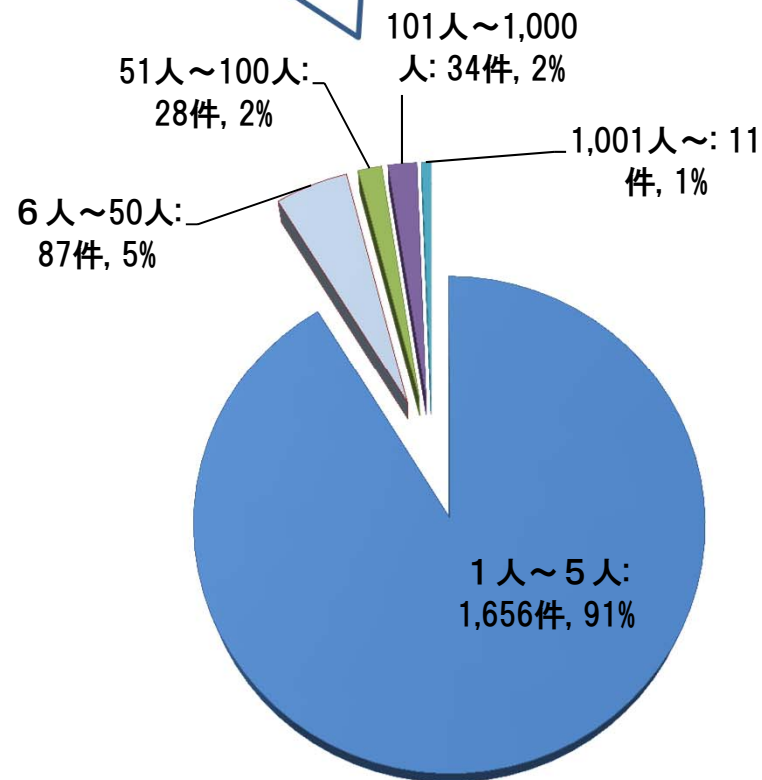
- ・誤って第三者に個人情報を閲覧させたもの
- ・調査先に資料を置き忘れたもの 等

独立行政法人等における漏えい等事案

(平成24年度施行状況調査から)



・一度の漏えい等事案で漏えい等する個人の数、1～5人のものが大半
 ・他方、1,001人以上のものも11件



漏えい等事案の件数 1,816件
 ・紛失が約7割
 ・誤送付・誤送信が約2割半
 ・約6割半が配送事故によるもの

独立行政法人等における漏えい等事案の主な内容

(平成24年度施行状況調査から)

《紛失》 1,219件 (67.1%)

- 業務の過程で、法人文書の紛失を確認したもの
- 配送を請け負った事業者によるもの (1,083件) 等

(参考) USBメモリーの紛失 (10件)
携帯電話の紛失 (7件)

《盗難》 25件 (1.4%)

- 海外出張中に被害 (18件)
- 病棟、研究棟等内で被害 等

《誤送付・誤送信》 467件 (25.7%)

- メール (23件)
 - BCCで送信すべきところを誤ってCC等で送信したもの (うち11件) 等
- FAX (7件)
 - 機器の操作ミスによるもの (誤ったFAX番号の入力、短縮ダイヤルの登録ミス等) 等
- 誤送付 (326件)
 - 誤って本人以外に送付したもの
 - 本人の書類と第三者の書類を取り違えて送付したもの
 - 第三者の書類を誤混入したもの 等
- 配送事故 (111件)
 - 配送を請け負った事業者によるもの

《ネット上に流出》 12件 (0.7%)

- システム設定が不十分で外部から閲覧できる状態になっていたもの (1件)
- 誤って外部からアクセス可能なサイトに掲載したもの (1件)
- 不正アクセスによるもの (7件)
- ウイルスによるもの (2件) 等

《その他》 34件 (1.9%)

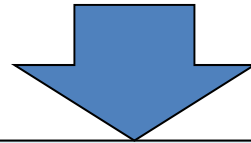
- 誤って第三者に個人情報を見せられたもの
- 本人確認が不十分なまま、電話での不審者からの問い合わせに回答したもの 等

《誤交付》 59件 (3.2%)

- 誤って別人に交付したもの 等

保有個人情報の適切な管理

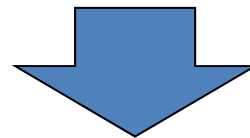
◆保有個人情報の漏えい等の防止等のために必要な措置を講じる義務（6条〔7条〕）



◆指針（ガイドライン）

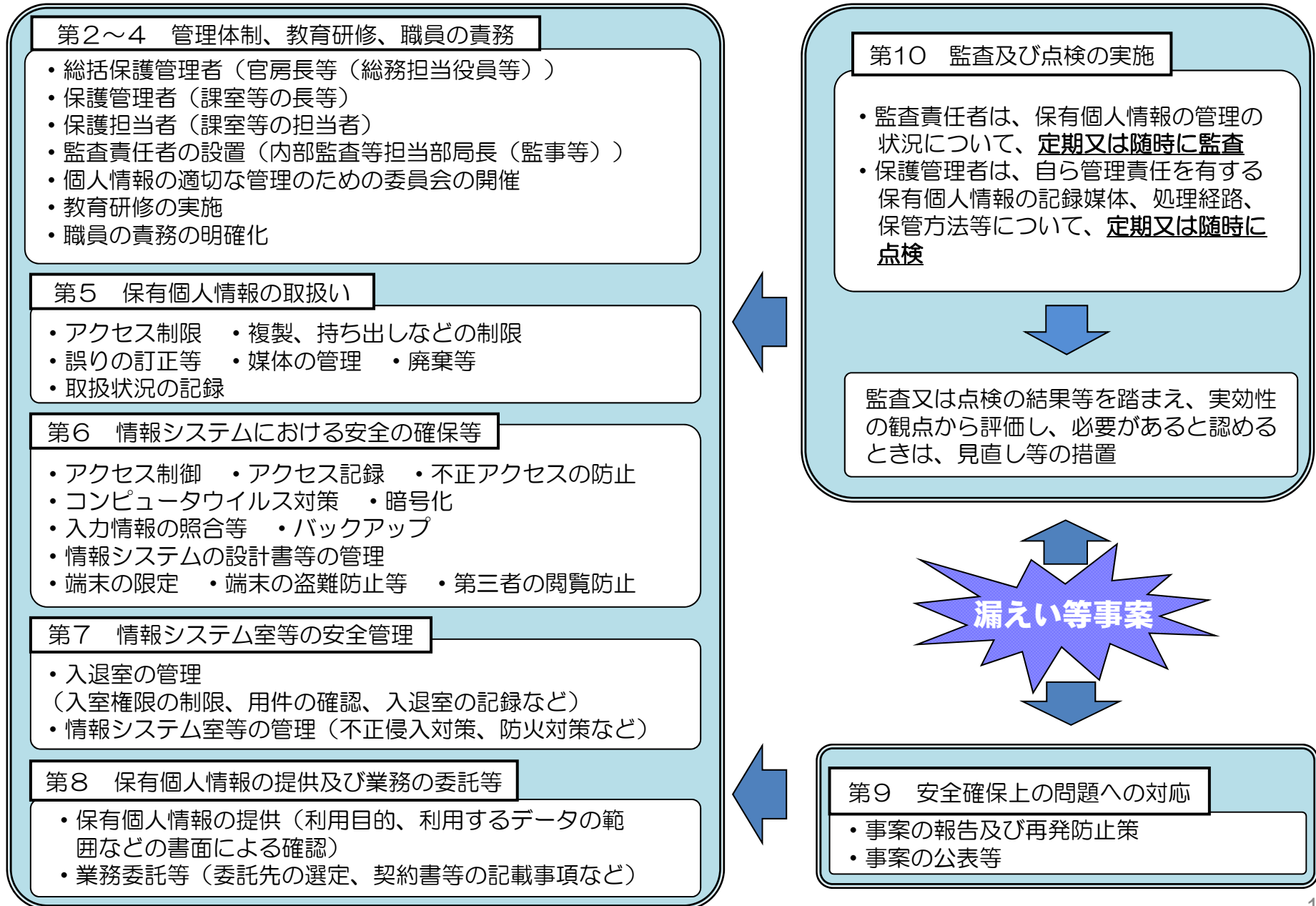
- 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針
（平成16年9月14日総務省行政管理局長通知）
- 独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針
（平成16年9月14日総務省行政管理局長通知）

※保有個人情報の適切な管理のために講ずべき最小限の措置を示したもの



◆全ての行政機関・独法等で、指針を参考に個人情報管理規程を整備

行政機関（独法等）の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針



本人関与の仕組み

開示請求権（12条）

何人も、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求できる。

訂正請求権（27条）

何人も、開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思うときは、訂正を請求できる。

利用停止請求権（36条）

何人も、開示を受けた保有個人情報を不適法に取得、保有、利用・提供されていると思うときは、利用停止（利用・提供の停止、消去）を請求できる。

求め

保有個人情報の開示（14条）

不開示情報※を除き、開示（部分開示を含む）義務
※本人又は第三者の生命、健康、財産等を害するおそれがある情報等

開示を受けた保有個人情報について請求可能

保有個人情報の内容の訂正・追加・削除（29条）

請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正義務

保有個人情報の利用・提供の停止、消去（38条）

請求に理由があると認めるときは、適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用停止義務

1. 請求は、書面又はオンラインで行う。その際には、本人確認が必要。
2. 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求することが可能。
3. 開示請求には、手数料が必要。情報公開法と異なり、開示実施手数料の制度はない。

不服申立てについての情報公開・個人情報保護審査会への諮問義務（42条）

開示、訂正、利用停止等の決定に対する不服申立てを受けた行政機関の長は、原則として情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

第三者的な機関による調査審議・答申を受けて、行政不服審査法に基づく裁決・決定を行う。

開示・訂正・利用停止請求件数

(平成24年度施行状況調査から)

(単位:件)

		行政機関	独立行政法人等
開示請求	平成24年度	109,210	6,901
	(参考) 23年度	76,154	6,917
訂正請求	平成24年度	12	38
	(参考) 23年度	16	12
利用停止請求	平成24年度	0	2
	(参考) 23年度	2	8

◆ 開示請求の多い行政機関

- ① 国税庁 66,207 (60.7%)
- ② 法務省 36,191 (33.2%)
- ③ 厚生労働省 4,441 (4.1%)
- ④ 人事院 1,015 (0.9%)

◆ 開示請求の多い独立行政法人等

- ① 東京大学 4,222 (61.2%)
- ② 東京学芸大学 648 (9.4%)
- ③ 埼玉大学 313 (4.5%)
- ④ 東京医科歯科大学 218 (3.2%)

行政機関等が保有する個人情報の特徴

- 行政機関及び独立行政法人等は業務遂行上膨大な個人情報を保有しているが、それらは、
 - ・ 法令等に基づく申請・届出・定期的報告等に係る個人情報（各個人からの義務的な提供情報）
 - ・ 法令等に基づく調査や、行政処分、法令違反や犯罪捜査に関する個人情報（非自発的・権力的な収集情報）など、個人にとって任意性のない（低い）ものがほとんど。個人の機微に触れる情報が多い（資産状況、犯歴等）。
- また、行政機関等が保有する個人情報は、所掌事務遂行のため収集・保有されているもの。行政機関等には、民間企業と違い、これら情報を商業的目的で加工・提供する一般的な動機・合理性はない。



これらの特質を踏まえ、行政機関等個人情報保護法は、民間を対象とする個人情報保護法に比べ厳格。

- 個人情報の定義（個人識別性の程度）を民間より厳しく規定。
- 利用目的は法令の定める所掌事務遂行上必要な場合に限定（利用目的はできる限り特定して保有）。

一方、統計作成・学術研究目的等の場合には、一定の手続により、本来の利用目的以外でも提供が可能。

個人情報保護制度の比較

	行政機関・独立行政法人等	民間
個人情報の定義	<ul style="list-style-type: none"> 「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」を含む 	<ul style="list-style-type: none"> 「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」を含む
利用目的	<ul style="list-style-type: none"> 法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、利用目的をできる限り特定 	<ul style="list-style-type: none"> 利用目的をできる限り特定
規律対象（安全確保措置、第三者提供制限等）	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報ファイルを構成していない散在情報を含む 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報データベース等を構成する個人情報のみ
第三者提供	<ul style="list-style-type: none"> 法令に基づく場合、他の公的機関への提供、（対民間を含め）統計作成・学術研究目的の提供等の場合には、本人同意がなくても、利用目的以外の目的のための提供が可能（国民負担の軽減、行政運営効率化等の観点） 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として本人同意が必要（例外：法令に基づく場合、人の生命・身体・財産の保護のために必要な場合、本人の求めに応じて第三者提供を停止する場合等）
事前通知等	<ul style="list-style-type: none"> 電算処理ファイルの保有に係る総務大臣への事前通知義務（行政機関のみ） 個人情報ファイル簿の作成・公表義務 	—
監視・監督	<ul style="list-style-type: none"> 施行状況の調査・公表（総務大臣→行政機関の長・独立行政法人等） 資料提出・説明要求、意見陳述（総務大臣→行政機関の長） 	<ul style="list-style-type: none"> 報告徴収、助言、違反是正措置の勧告、勧告措置命令（主務大臣→個人情報取扱事業者）
罰則	<ul style="list-style-type: none"> 直接罰あり（不正な利益を図る目的で個人情報を提供した場合等） 	<ul style="list-style-type: none"> 間接罰のみ（違反是正措置の勧告→勧告措置命令→罰則）